

総合評価落札方式に係る「自己採点方式」の留意事項について

この入札は、入札参加者から提出された「自己採点表」と「入札価格」をもとに、「仮の評価値」を算出し、原則として、仮の評価値で最高評価値者となった者のみ、技術資料の審査及び競争参加資格の確認を行うものです。

「自己採点表」の作成は、「入札説明書別添資料 6 評価基準」を十分に確認のうえ、採点の誤りや記入漏れがないように注意してください。

なお、自己採点の結果が未記入（内容が確認できない場合を含む。）の項目は、最も低い評価点に該当するものとし、「自己採点表」が未提出の場合は、入札を無効とします。

※ 「仮の評価値」とは、入札参加者から提出された「自己採点表」と「入札価格」をもとに、「入札説明書別添資料 6 評価基準」により算出した値です。

1 自己採点方式の概要

「自己採点表」の作成・提出

- (1) 入札参加者は、「入札説明書別添資料 6 評価基準」の評価基準に留意のうえ 各評価項目の自己採点を行い、「自己採点表」の自己採点欄に記入します。
- (2) 作成した「自己採点表」を技術資料の一部として提出します。

2 発注者の審査及び落札者の決定について

- (1) 入札参加者から提出された「自己採点表」と「入札価格」をもとに、入札参加者全員に「仮の評価値」を算出します。
- (2) 「仮の評価値」で最高評価値者となった入札参加者の技術資料等を審査します。
- (3) 審査により、自己採点が正しかった場合又は修正があった場合でも最高評価値者の変更がない場合は、当該最高評価値者を落札者として決定します。（併せて競争参加資格の確認も行います。）

3 その他

総合評価落札方式に係る評価結果の開示の一環として、希望者には落札決定後に技術資料の審査及び自己採点表の添削を行います。

自己採点方式では、原則として最高評価値者の提出した技術資料のみを審査します。これにより仮の評価値が2位以下の入札参加者の技術資料は原則として審査を行わないため、入札結果表に記載のある技術評価点及び評価値は正しいものとは限りません。

添削希望者には「自己採点表」の写しの交付と併せて、自己採点に誤りがあった場合はその内容の説明も行いますので、積極的にご利用ください。

※ 添削希望者は電話等により発注者へ申込みを行い、写しの交付日等を確認してください。